

和束町商工会 NEWS

第40号



facebook

発行 和束町商工会 令和2年6月10日
〒619-1212 京都府相楽郡和束町釜塚京町19
☎0774-78-3321 📠0774-78-4030
✉wazuka-sci@kyoto-fsci.or.jp
🌐https://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/



令和2年度 通常総会書面議決の結果について

令和2年度和束町商工会通常総会については、書面による議決権行使により実施したところですが、その結果については和束商工発第2-32号通知文のとおり賛成多数により、原案どおり決定しました。

各部会よりご報告

- ◇**青年部総会** 書面議決の結果について賛成多数により、原案どおり決定しました。
- ◇**女性部総会** 書面議決の結果について賛成多数により、原案どおり決定しました。
- ◇**商業部総会** 書面議決の結果について賛成多数により、原案どおり決定しました。
- ◇**食品衛生部総会** 書面議決の結果について賛成多数により、原案どおり決定しました。
- ◇**茶業部総会** 書面議決の結果について賛成多数により、原案どおり決定しました。

書面議決書のご返信ありがとうございました

買い物・困り事サポート ボランティア サポート隊の募集！

本事業を実施するにあたり、接客技術のあるスタッフの募集を行います

《ボランティア サポート隊募集要件》

- ・募集期間：令和2年6月26日（金）まで
- ・実施内容：御用聞き（御用聞き、買い物、困り事等総合的に案内する）

☆上記要件をご承知いただける方は、期日(6月26日)までに、和束町商工会事務局までお申し出ください。

《 TEL 0774-78-3321 ・ FAX 0774-78-4030 》



中小法人
個人事業者のための

持続化給付金

該当したら
申請
忘れずに!

- 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。
詳細は→中小企業庁HP【<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>】にてご確認ください。

【給付額】中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円** ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限

【給付対象の主な要件】※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
 2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ※特例もありますので、詳細は申請要領等をご確認下さい。

- 持続化給付金の申請は、ホームページからの**電子申請が基本**です。

- 電子申請の方法がわからない方、できない方**に限定して**申請サポート会場**にて補助員が電子申請の入力サポートを行います。

☆サポート会場

※事前に来訪予約が必要です！

- ▶ **城陽会場**・城陽市産業会館 <城陽商工会議所3F>
- ▶ **宇治会場**・宇治市産業会館1F



「申請サポート会場 受付専用ダイヤル（自動ガイダンス）」

0120-835-130 受付時間：24時間対応・自動ガイダンス

「申請サポート会場 電話予約窓口（オペレーター対応）」

0570-077-866 受付時間：9:00～18:00

「持続化給付金」を装った 詐欺にご注意ください。



ここから給付金の申請ができるとのメールが届き、開いたら個人情報を入力を求められた



経済産業省の名をかたり、国からの給付が受けられるとの連絡があった

持続化給付金の手続きを装って、

市区町村や経済産業省などの名をかたり、家族構成や銀行の口座番号、暗証番号などの個人情報を取ろうとする詐欺が発生する恐れがあります。

そうした電話や郵便、メール等があったら、

それは詐欺の疑いがあります。

突だぞ！相談したいと思ったら

中小企業金融・給付金相談窓口

0570-783183 まで

もしかして詐欺？不安になったら

最寄りの警察署 か

#9110 (警察相談専用電話) まで

持続化給付金申請における「よくある不備」

●添付書類全般に係る不備

- ・添付ファイルにパスワードが設定されている
- ・画像がぼやけて情報が判読できない
- ・撮影時の角度により、必要な情報が撮影範囲から見切れている
- ・申請している法人とは別の法人等の書類が添付されている

●確定申告書類等に係る不備

- ・確定申告書の第一表ではなく、消費税の確定申告書が添付されている
- ・該当する年度のものではない古い確定申告書が添付されている
- ・申請画面で入力した売上と、確定申告書に記載されている売上が異なる
- ・法人概況説明書1枚目に売上の記載がない
- ・法人概況説明書の2枚目に月別の売上の記載がない
- ・収受日付印がない
- ・e-taxの受信通知がない

●売上台帳に係る不備

- ・売上台帳の売上と、対象月の売上が一致しない
- ・売上台帳の月と、対象月が一致しない
- ・売上台帳ではなく、勤務日報、通帳の入金記録、請求書等を添付している
- ・今年の対象月の台帳ではなく、昨年の売上台帳を添付している
- ・添付された売上台帳の月が対象期間外(今年ではない申請日よりも未来の月など)

●銀行口座に係る不備

- ・通帳の表紙、1-2ページ目以外のページが添付されている
- ・普通・当座以外の口座が登録されている
- ・通帳の金融機関コードと登録された金融機関コードが一致しない
- ・通帳の支店コードと登録された支店コードが一致しない
- ・通帳の口座番号と登録された口座番号が一致しない
- ・通帳の口座名義と、登録された口座名義が異なる。

新型コロナウイルス対策融資 実質無利子化情報

	概要・使用用途・融資期間等	融資利率及び信用保証料率	融資限度額	相談窓口
① 京都府・京都市 新型コロナウイルス感染症 対応資金	<p>京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合、特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、セーフティネット保証4号、5号又は危機関連保証の市町村長の認定をうけた方</p> <p>・運転資金・設備資金10年以内 〈原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、5年以内の据置可〉</p>	<p>・融資利率：年0.9%（固定金利） ・保証利率：年0.85% （※経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%）</p> <p>以下の要件を満たす場合、保証料(全期間)及び利子(当初3年間)の補給あり</p> <p>①個人事業主(売上高▲5%…保証料及び利子の全額) ②小・中規模事業者(売上高▲5%…保証料の1/2) ③ // 売上高▲15%…保証料及び利子の全額</p> <p>※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。</p>	<p>3,000万円</p> <p>・無担保 ・保証協会の信用保証が必要</p>	<p>民間金融機関 新型コロナウイルス感染症対応資金 取扱金融機関</p> <p>〈実施期間 令和2年12月31日 保証申込受付分まで〉</p>
② 新型コロナウイルス対策 マル経融資	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方。 (商工会が実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要です。)</p> <p>設備資金10年以内 (うち償還4年以内別枠の1,000万円以内) 運転資金7年以内 (うち償還3年以内別枠の1,000万円以内)</p>	<p>・当初3年間 基準金利 - 0.9% （別枠の1,000万円以内）※注意 ・4年目以降 基準金利 【※基準金利1.21% 2020年6月1日現在】</p> <p>※注意 ①「基準金利-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 ②一部の対象者については、基準金利-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間は実質無利子となります。</p>	<p>1,000万円 (別枠)</p> <p>・無担保</p>	<p>日本政策金融公庫 (和東町商工会)</p>
③ 新型コロナウイルス感染症 特別貸付	<p>新型コロナウイルス感染症をうけ、一時的に業況悪化を期している方であって、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方。</p> <p>①最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している。 ②業況3カ月以上1年1カ月前半の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している。 1)過去3カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高 2)令和元年12月の売上高 3)令和元年10月から12月の平均売上高</p> <p>設備資金20年以内 (うち償還期間5年以内) 運転資金15年以内 (うち償還期間5年以内)</p>	<p>・3,000万円以下 当初3年間 基準(災害) - 0.9% 3年経過後 基準(災害)</p> <p>・3,000万円超は全期間 基準(災害)</p> <p>※ご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする、利子補給の制度（特別利子補給制度）が政府において設けられることになっており、利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。</p>	<p>6,000万円 (別枠)</p> <p>・無担保</p>	<p>日本政策金融公庫</p>

休業補償
をされたら！

雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

◆特例措置の概要

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

◆支給対象となる事業主

- 新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、以下の条件を満たす事業主が対象です。
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。

◆助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。
学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

※上限は15,000円まで
拡充される予定

◆助成額 (1人1日あたり)

(平均賃金額 × 休業手当等の支払率) × 助成率(1人1日あたり8,330円が上限)

◆支給対象日数

本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和2年6月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

◆支給申請の手続き

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークで行います。郵送やオンラインでの提出もできます。



「グーペ」なら
ホームページが
無料で作れます。



初期費用も
月額料金も
0円!

商工会会員様限定!

初期費用 ~~3,000円~~ (税別) 月額料金 ~~1,000円~~ (税別) → **0円**



初期費用・月額料金ともに無料の
商工会会員様向けプラン申し込みはこちら
<https://goope.jp/shokokai/signup/>



無料で簡単に
自社のホームページを
作ってみませんか?

商工会員のみが**無料**で利用できるホームページサ
ービス(グーペ)を提供しております。

**専用ソフト
不要**

スマホやパソコンが
あればOK

**専門知識
不要**

HTMLがわからなくて
も大丈夫

**家でも
お店でも**

どこからでも
即更新!

**3ステップ
で完成**

情報や写真を追加
してデザインを
選ぶだけ!

- 特徴①** グーペはGMOペポパ株式会社が開発している純国産のサービスの為、安心してご利用いただけます。
- 特徴②** 通常かかる初期費用3,000円と月額使用料1,000円~が、商工会員のみ無料でご利用いただけます。(一部有料サービスがあります)
- 特徴③** ホームページのデザインの設定や情報の登録をするだけで、簡単に作成することができます。

**無料でできる
サービス(機能)**

スマホ
タブレット
対応

セキュリティ
対応

SNS
連携

お問い合わせ
フォーム

グーグル
マップ
自動生成

予約機能

フリーページ
(上限3ページ)

カレンダー

**有料サービス
(機能)**

アクセス
分析

独自
ドメイン

クーポン

アカウント
追加

副管理者
機能

**ネット
ショップ**

フリーページ
(無制限)

通常有料のサービス(機能)である「ネットショップ(カラーミーショップ)」が、**期間限定で利用料金が無料になるキャンペーン**が始まりました!
令和2年9月25日が締め切りとなっておりますので是非、この機会にお申し込みください!
当初2年間は、6.5%の決算手数料のみです!2年目以降は、決算手数料と月額利用料がかかります。

お申し込み方法及び注意事項

必ず左記アドレス (<https://goope.jp/shokokai/signup/>) または右のQRコードを読み取ったサイトにてお申し込み下さい。
指定サイト以外からお申し込みされた場合、初期費用や月額利用料が無料になりませんのでご注意ください。

